令和６年９月２日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　勇

令和6年台風第 10 号に伴う災害の被災者に係る、妊婦健康診査等の
各種母子保健サービスの取扱い等、ならびに児童福祉法による助産の実施について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、こども家庭庁成育局母子保健課より周知依頼がありました。

令和６年台風第 10 号伴う災害の被災者に係る、妊婦健康診査受診券の案内、災害時の母子保健対策に関するマニュアル、避難所等で生活している妊産婦、乳幼児の支援のポイント等につきまして、令和６年８月 28 日付で自治体および本会を含めた関係団体宛に事務連絡が発出されています**（資料１、２）**。

妊婦の方々や医療従事者も含めた関係者にご案内いただくなど、下記概要をはじめとする情報をご活用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

＜妊婦健康診査について＞

・災害救助法の適用を受けた地域の妊婦が対象者です。
・受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているので、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口に相談するよう、ご案内ください（資料１）。

＜災害時の母子保健対策に関するマニュアル等＞

・厚生労働省 HP、内閣府 HP、国立成育医療研究センターHP、国立健康・栄養研究所 HP に記載されていますので、記載の URL をご参照ください（資料１）。

＜避難所等で生活している妊産婦、乳幼児の支援のポイント＞

・妊娠中から産後の期間、乳幼児を対象に、災害による生活の変化と対策について具体的な支援のポイントが記載されています（資料１）。

＜助産の実施について＞

・やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、被災者で事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった場合は、事後的に助産の実施の対象とすることが可能です（資料２）。

【通知等一覧】

（資料１）（関係団体宛て）令和６年台風第10号に関わる災害の被災者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について（令和６年８月28日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）

（資料２）（関係団体宛て）令和６年台風第10号に係る災害の被災者に係る児童福祉法による助産の実施について（令和６年８月28日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）